答 申

第1 岐阜県情報公開審査会の結論

岐阜県知事(以下「実施機関」という。)が行った公文書非公開決定は、妥 当である。

第2 諮問事案の概要

- 1 公文書公開請求等
- (1) 公文書公開請求

審査請求人は、岐阜県情報公開条例(平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。)第11条第1項の規定に基づき、令和3年5月21日付けで実施機関に対し、次のとおり公文書公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

(2) 本件公開請求の内容

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に係る公文書は保存期間満了によって廃棄済みであるとして、公文書非公開決定(以下「本件処分」という。)を行うとともに、令和3年6月2日付け美土第170号により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として令和3年6月8日付けで、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第18条第1項の規定に基づき、令和3年6月17日付け河第218号で、本件審査請求について、岐阜県情報公開審査会(以下「審査会」という。)に諮問した。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 対象公文書の存否(保存期間)について

本件請求地番について、実施機関は測量しなおさなければならないと言っており、それならば写真等は残すべきである。岐阜土木事務所に確認したところ、終わっていない場合は、その限りではないと聞いており、不存在とした文書は、廃棄せず保存する必要がある文書であり、存在していると思われる。

関市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇所在地は、平成16年10月20日の板取川の大洪水によって護岸が流失し、同じ年度に災害復旧工事は完了したが、当時の現場を知る近くの住民が、当時の工事中の様子を鮮明に覚えていた。

実施機関の弁明書では、平成8年度以前の工事台帳は無いが、平成9年度以降は保存されていると明記されていることから、令和3年6月2日付け美土第170号の公文書非公開決定通知書は虚偽文書である。

(2) 本件請求地番について

(3) その他の主張について

平成16年10月20日に発生した、板取川の大洪水による災害復旧工事の中で、〇〇地域では何処を工事したか。

関市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇において、平成16年10月20日以前の護岸は、コンクリートブロックで天端から上は、盛土形成となっていたが、災害復旧工事後、盛土部分はコンクリート仕上げとなっており、現状復旧でなく、現状を変更したのはどのような理由によるものか。

同所において、平成16年度に発生した災害発生前に存在した境界杭が、工事完了後早急に元の位置に設置しない理由について、実施機関の担当課は、隣接する土地の所有者の用地買収はしていないし、承諾を受けずに護岸工事を実施したので、再び災害が発生したときに用地買収をし、境界杭を設置するとの回答であったが、県において、官民境界の重要性について、どのように考えているか。

第4 実施機関の主張

1 趣旨

本件審査請求を認容しない旨の答申を求める。

2 本件処分の理由

実施機関が主張する本件処分の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 対象公文書の存否(保存期間)について

本件公開請求にかかる工事写真は、工事に係る設計及び契約等に係る文書に含まれるものである。実施機関においては、公共事業の施工に関する書類の保存期間を、岐阜県公文書規程(昭和44年訓令甲第1号。以下「公文書規程」という。)に基づき15年と設定しており、15年よりさかのぼって文書を検索することが困難であった。

また、本件公開請求を受けた時点において、災害復旧工事がいつ行われたかについて明らかでなかったため、本件請求地番を手掛かりに、実地機関が保有する工事台帳(以下「本件工事台帳」という。)による過年度工事の記録を、保存期限を限定することなく広く検索を行ったものの、災害復旧工事に

関する文書の特定はできなかった。

加えて、文書検索に用いた本件工事台帳とは、平成9年度以降に実地機関の所管する地域内で施工した工事にかかる工事名、着工日、工事完了日、施工箇所等を記録したものであり、この台帳に、本件請求地番に係る工事記録は記されていない。すなわち、工事は少なくとも平成8年度以前に施工されたものであると考えられ、そうであれば、その事業完了から15年以上が経過していることから、保存期間満了による廃棄済みのため、対象公文書の不存在を理由とする本件処分は妥当である。

なお、審査請求人が主張する、本件請求地番における測量業務に関しては、 災害復旧工事との直接的な関連が無いことから、災害復旧工事に係る関係書 類の保存期間満了による廃棄を妨げるものではない。

本件請求地番における災害復旧工事の施工時期に関しては、審査請求人から 平成16年度に実施したとの申立てがあったが、その場合であっても、工事施 工の完了から15年以上が経過していることから、保存期間満了による廃棄済 みのため、対象公文書の不存在を理由とする本件処分に影響は生じない。

本件処分の公文書非公開決定通知書は虚偽文書であるとの主張に関して、本件工事台帳とは、先に述べたとおり、所管する地域内で県が施工した公共工事の概要を記録したもので、一般的に常用の文書として区分されるものである。一方で、実際の工事等で県が作成する設計書、契約書等は、対象となる工事が完了した以降は、保存公文書として、必要な期間保管した後に、その期間満了をもって廃棄を行うこととなっており、常用文書とはその性質が異なる。このため、本件請求に係る公文書については、その保存期間経過後、廃棄により不存在である。

(2) 本件請求地番について

(3) その他の主張について

本件審査請求は、本件処分の適否について審査するものであり、審査請求人の第3の2(3)の主張は本件審査請求と無関係である。なお、官民境界の確定とは、土地登記簿に添付された公図、現況、周囲の境界等から総合的に境界

線を検討するものであり、該当地番における過去の工事履歴を参照しないと境 界線が検討できないというようなものではない。

このように災害復旧工事と土地の測量業務は業務上関連性がなく、業務の完了及び保存期間満了による廃棄を妨げる事情には該当しない。

第5 審査会の判断

審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分の妥当性(公文書の存否)について

実施機関は、本件公開請求に係る対象公文書について、保存期間の満了により廃棄済みであるとするが、審査請求人は、当該対象公文書は廃棄することなく保存する必要がある文書であり、存在していると思われるとしていることから、以下、当該対象公文書の存否について検討する。

(1)対象公文書の保存期間について

審査請求人は、第2の1(2)に掲げるとおり、本件公開請求において、本件請求地番の災害復旧工事で護岸を嵩上げした際の着工前及び完成後の写真の公開を求めている。これに対して、実施機関は、当該写真が存在するとすれば、それは、当該災害復旧工事に係る設計及び契約等の文書に含まれるとしており、この点について、両者に争いはない。

当該文書は、当該設計及び契約等に伴う支出及び支払に係るものであると考えられるから、その保存期間は15年である(公文書規程第68条第1項。岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令(平成30年岐阜県訓令甲第26号)附則第2項の規定により、なお従前の例によることとされる場合を含む。)。そして、その保存期間は、別段の定めがある場合を除き、事案の処理が完結した日の属する年度の翌年度の初日から起算する(公文書規程第68条第4項本文)。

(2) 対象公文書の存否の確認方法について

実施機関の主張によれば、本件請求地番を所管する岐阜県美濃土木事務所 (以下「美濃土木事務所」という。)では、その管内において美濃土木事務所 が施工した工事の名称、着工日、工事完了日、施工箇所等を本件工事台帳に 記録しており、これを検索すれば、過年度に実施した工事の記録を確認する ことができるとしている。一方で、本件工事台帳は、平成9年度に整備し、 記録を開始したものであるから、平成8年度以前に施工した工事については 確認できないとしている。

そうすると、本件工事台帳において、本件請求地番を施工箇所に含む工事の記録を検索することができなければ、当該工事は、少なくとも本件工事台帳が整備された平成9年度以降においては、美濃土木事務所が施工していないということができる。

(3) 本件工事台帳の検索方法について

実施機関の主張によれば、美濃土木事務所は、本件工事台帳において本件請求地番を施工箇所に含む工事の記録を検索したが、該当するものはなかっ

たとしている。

さらに、審査会が実施機関から聴取したところによれば、美濃土木事務所では、本件請求地番が審査請求人のいう災害復旧工事の施工箇所に一致していることを、職員が審査請求人の摘示した場所に実際に赴いて確認しており、その際に、審査請求人が縷々主張するとおり、その現場において過去に何らかの護岸のための工事が行われた形跡を確認することができたとのことであった。また、当該工事を施工した者について、審査会が実施機関から聴取したところ、一級河川である板取川の河川区域内の工事であるから、通常、美濃土木事務所が施工したものと考えられるとのことであった。

加えて、審査会が実施機関から聴取したところによれば、審査請求人のいう平成16年10月20日の板取川の大洪水とは、平成16年の台風23号によるものであり、この災害の発生に伴う工事は板取川流域において3件施工されているが、いずれも関市〇〇〇地内ではなく、もっと下流において行われているとのことであった。

これらの点を考慮すると、本件公開請求は、本件請求地番において施工された護岸のための工事に係る写真を公開の対象として行われたものと考えられ、本件処分のための対象公文書の特定に当たり、美濃土木事務所による本件工事台帳の検索方法に誤りがあったとは認められない。そして、当該工事が平成8年度以前に美濃土木事務所が施工したものと考えられるとする実施機関の主張には、理由がある。

(4)対象公文書の廃棄の適否について

本件公開請求が、上記のとおり、平成8年度以前に美濃土木事務所が施工した工事に係る写真の公開を求めるものであるとすれば、その保存期間は(1)で述べたとおり15年であって、既に当該保存期間が満了していることは明らかであるから、本件公開請求に係る対象公文書は保存期間の満了により廃棄済みであるとする実施機関の主張には、理由がある。

また、審査請求人は、本件請求地番の土地が隣接する民有地との境界の確定に今後必要であるから、当該対象公文書は廃棄することなく保存する必要があると主張するが、土地の境界の確定に当たっては、土地登記簿に添付された公図、現況、周囲の境界等から総合的に境界線を検討するものであり、過去の工事履歴を参照しなければその検討を行えないものではないということについては、実施機関が主張するとおりであるから、審査請求人の主張には理由がない。

(5) 小括

したがって、本件公開請求に係る対象公文書は保存期間の満了により廃棄 済みであるとして、その不存在を理由に、実施機関が本件処分において当該 対象公文書を非公開としたことは、妥当である。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、上記のほか、審査請求人のいう災害復旧工事に関することなどについて、実施機関にそれぞれの理由などの釈明を求めているが、当該釈明の有無は、本件処分の適否に影響を及ぼすものではないから、審査会においては検討しない。

3 結論

以上により、「第1 岐阜県情報公開審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

	審査の経過
令和3年6月17日	実施機関から諮問を受けた。
令和3年7月13日	実施機関から弁明書(写し)を受領した。
令和3年7月28日	実施機関から反論書(写し)を受領した。
令和3年8月20日	実施機関から再弁明書(写し)を受領した。
令和3年9月7日	実施機関から再反論書(写し)を受領した。
令和3年9月28日	諮問事案の審議を行った。
(第177回審査会)	
令和3年10月25日	審査請求人及び実施機関から口頭意見陳述を受けた。
(第178回審査会)	諮問事案の審議を行った。
令和3年11月30日	諮問事案の審議を行った。
(第179回審査会)	

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役職名	氏 名	職業等	備考
会 長	栗山 知	弁護士	
	佐藤 住子	行政書士	
	下條 芳明	朝日大学法学部教授	
	地守 素子	岐阜商工会議所議員	
	和田恵	弁護士	

(五十音順)